#### 令和3年神審第42号

## 裁 決 水上オートバイA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主

受審人 a を戒告する。

理由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所 令和3年8月8日15時30分 若狭湾西部
- 2 船舶の要目

船種船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登 録 長 2.85メートル

機関の種類 電気点火機関

出 カ 180キロワット

#### 3 事実の経過

Aは、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和3年8月8日12時30分宮津湾西岸の砂浜を発し、同湾東岸沖合に向かった。

ところで、a受審人は、08時30分頃自家用車でAをけん引して 宮津湾西岸の砂浜に到着し、Aほか2隻の水上オートバイを使用して 同岸沖合で遊走を行っていた。

また、a受審人は、宮津湾を遊走するのは初めてで、スマートフォンを前示砂浜に置いたまま、遊走を行っていた。

発航するに当たり、a受審人は、宮津湾東岸沖合に向かうこととし、 同湾の地形を承知していなかったが、宮津湾東岸沖合に至って陸岸沿 いに航行したのち、反転して同様に航行すれば発航した砂浜に戻れる ものと思い、スマートフォンで宮津湾の地形を確認するなど、遊走海 域の調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、発航してすぐに宮津黒埼灯台から258.5度(真方位、以下同じ。)2.2海里の地点で、針路を110度に定め、毎時50キロメートル(以下「キロ」という。)の速力(対地速力、以下同じ。)で進行した。

a 受審人は、12時31分半少し過ぎ宮津黒埼灯台から242.5 度1.6海里の地点となる宮津湾東岸沖合に達して左転し、針路及び速力を変更しながら京都府黒埼北方沖合、島陰湾を海岸線に沿って続航したのち、同府無双ケ鼻を航過して栗田湾に至り、発航した宮津湾西岸の砂浜に戻るつもりで反転した。

a 受審人は、発航した宮津湾西岸の砂浜に戻るには、再び無双ケ鼻を航過したところで、左転する必要があったところ、同鼻南方沖合で

右転したのち、若狭湾西部を陸岸に沿って東方に進行し、15時30 分成生岬灯台から252.5度1,010メートルの地点において、A は、燃料が欠乏して機関が自停し、航行不能となった。

当時、天候は曇りで風力2の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、付近を航行していた漁船によって京都府野原漁港に引き つけられた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、遊走のため宮津湾東岸沖合に向けて同湾西岸の砂浜を発航する際、遊走海域の調査が不十分で、陸岸に沿って宮津湾から若狭湾西部を東方に進行し、燃料が欠乏して機関が自停したことによって発生したものである。

a受審人は、宮津湾東岸沖合に向けて同湾西岸の砂浜を発航する場合、宮津湾の地形を承知していなかったのだから、スマートフォンで同湾の地形を確認するなど、遊走海域の調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、aは、宮津湾東岸沖合に至って陸岸沿いに航行したのち、反転して同様に航行すれば発航した砂浜に戻れるものと思い、遊走海域の調査を十分に行わなかった職務上の過失により、陸岸に沿って宮津湾から若狭湾西部を東方に進行し、燃料が欠乏して機関が自停し、航行不能となる事態を招くに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第3号を適用して a を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

# 令和4年7月12日

### 神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭